



# 「自転車専用通行帯」

整備のお知らせ **平成27年3月28日**

## 車道上の自転車通行部分をブルーで着色しました

県道と久今宿線の勝原区宮田地区から広畑区北河原地区は、JRはりま勝原駅を中心に、学校や沿道に商業施設が立地しています。歩行者と自転車の安全を確保するため、播磨地域で初めて、県内最長となる約3.0kmの「自転車専用通行帯」を整備し、3月28日より運用を開始しました。

※ 自転車通行部分をブルーで着色し、道路標識や道路標示を設置しました。



## 通行ルールを守って安全利用 !!

### 「自転車専用通行帯」は

- 自転車が通行(左側通行)できます。
- オートバイや原付は走れません。!



## 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました

この条例は、全国で初めて、自転車利用者に自転車損害賠償保険の加入を義務付ける内容が盛り込まれています。

平成27年4月1日施行

### 主な特徴

- 「自転車の安全利用に関する県民、事業者等の役割や、県、市町の責務」を規定
- 「車輪の側面に反射器材を備えた自転車利用を努力義務化」
- 「自転車利用者に対する自転車損害賠償保険の加入義務化」
- 「自転車小売業者による自転車購入者に対する保険加入有無の確認義務化」等

※ 保険加入義務に関する規定は、平成27年10月1日施行

